

令和5年6月1日提出

閱 覧 用

令和5年6月市議会定例会

議 案

〔 報告第7号～報告第15号
議案第50号～議案第58号 〕

島 田 市

目 次		
報告番号	件 名	ページ
報告第7号	一般会計予算の繰越しについて(繰越明許費)	1
報告第8号	水道事業会計予算の繰越しについて(建設改良費)	8
報告第9号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて(建設改良費及び事故繰越し)	11
報告第10号	専決処分した事件の承認について(令和5年度島田市一般会計補正予算第2号)	14
報告第11号	専決処分した事件の承認について(島田市税条例の一部を改正する条例)	24
報告第12号	専決処分した事件の承認について(島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	28
報告第13号	専決処分の報告について(島田市都市計画税条例の一部を改正する条例)	29
報告第14号	専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)	31
報告第15号	専決処分の報告について(物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定)	32

目 次		
議案番号	件 名	ページ
議案第50号	令和5年度島田市一般会計補正予算(第4号)	33
議案第51号	島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	37
議案第52号	島田市税条例の一部を改正する条例について	38
議案第53号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について	41
議案第54号	島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について	42
議案第55号	しまだ楽習センター条例を廃止する条例について	46
議案第56号	財産の取得について	47
議案第57号	市道路線の認定について	48
議案第58号	市道路線の廃止について	49

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第50号	令和5年度島田市一般会計補正予算（第4号）	50

報
告

報告第7号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

令和4年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	657,598,000	10,726,376
6 農林業費	1 農業費	肥料価格高騰対策事業	50,000,000	20,000,000
		農村地域防災減災事業	32,000,000	32,000,000
	2 林業費	林道開設事業	20,400,000	11,900,000
		治山事業	9,240,000	5,640,000
7 商工費	1 商工費	被災中小企業等再建支援事業	7,800,000	6,610,000
		川越し街道賑わい創出事業	6,981,000	6,980,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	色尾大柳線改良事業	50,452,000	28,844,917
		谷口中河線改良事業	311,983,000	234,606,734
		本通り御仮屋線改良事業	117,230,000	60,000,000
		新病院入口交差点改良事業	80,523,000	23,703,000
		大井川左岸旧堤線改良事業	1,368,000	1,348,351
		大井町静居寺橋線改良事業	33,986,000	29,476,000
		横井御仮屋線改良事業	92,000,000	69,100,000
		島竹下線改良事業	107,439,000	23,145,000
		道悦旭町線改良事業	89,882,000	29,105,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			10,725,776			600
			5,000,000			15,000,000
			32,000,000			
			4,760,000			7,140,000
			3,760,000			1,880,000
						6,610,000
						6,980,000
			7,850,000	7,000,000		13,994,917
			116,552,000	104,800,000		13,254,734
			26,296,000	23,600,000		10,104,000
			11,370,000	10,200,000		2,133,000
			674,000	600,000		74,351
			13,738,000	12,300,000		3,438,000
			25,941,000	23,300,000		19,859,000
			11,310,000	8,300,000		3,535,000
			13,575,000	9,900,000		5,630,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		生活道路改良事業	139,773,000	8,488,000
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	143,740,000	27,593,000
	3 河川費	河川改修事業	75,815,000	13,133,400
		急傾斜地崩壊対策事業	127,201,000	21,100,000
	4 都市計画費	ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	285,119,000	101,757,000
9 消防費	1 消防費	消防救急広域事務委託費	1,070,109,000	51,390,000
10 教育費	1 教育総務費	スクールバス運行経費	63,218,000	1,936,000
	5 社会教育費	指定文化財管理経費	10,014,000	558,000
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	林業用施設災害復旧事業	31,823,000	31,823,000
		林道家山線災害復旧事業	7,097,000	7,097,000
		林道日掛線災害復旧事業	31,183,000	31,183,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	183,500,000	70,000,000
		河川施設災害復旧事業	223,500,000	106,172,690
		一色線災害復旧事業	71,315,000	71,315,000
		阿知ヶ谷東光寺線災害復旧事業	8,500,000	8,500,000
		雲見線災害復旧事業	13,100,000	13,100,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
				4,300,000		4,188,000
			13,800,000	10,100,000		3,693,000
				6,100,000		7,033,400
			9,225,000	7,400,000		4,475,000
				94,800,000		6,957,000
				50,900,000		490,000
			968,000			968,000
						558,000
						31,823,000
			5,748,000			1,349,000
			28,314,000			2,869,000
2,674,000						67,326,000
3,506,000						102,666,690
			42,954,000	21,400,000		6,961,000
			5,141,000	2,500,000		859,000
			6,455,000	3,200,000		3,445,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		身成川災害復旧事業	63,400,000	63,400,000
		沢川災害復旧事業	10,600,000	10,591,009
		上手川災害復旧事業	20,000,000	20,000,000
		藤蔓沢災害復旧事業	16,300,000	16,300,000
		清水沢災害復旧事業	25,900,000	25,900,000
	3 社会教育施設 災害復旧費	社会教育施設災害復旧事業	3,080,000	3,080,000
合 計			4,293,169,000	1,297,602,477

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			36,932,000	18,400,000		8,068,000
			6,335,000	3,100,000		1,156,009
			10,932,000	5,400,000		3,668,000
			8,900,000	4,400,000		3,000,000
			14,184,000	7,000,000		4,716,000
						3,080,000
6,180,000			473,439,776	439,000,000		378,982,701

報告第8号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

令和4年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良工事	94,765,000		94,765,000
合 計			94,765,000		94,765,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
一般会計補助金	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円 94,765,000	円	円	県道島田大井川線配水管布設工事 菰ヶ谷送水ポンプ場整備工事 上伊太送水ポンプ場ポンプ取替工事
		94,765,000			

報告第9号

公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）

公共下水道事業会計予算の建設改良費の繰越し及び事故繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

令和4年度島田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設工事	144,609,000	53,600,000	91,009,000
		処理場建設工事	32,230,000	2,770,000	29,460,000
合 計			176,839,000	56,370,000	120,469,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 下水道 事業費用	1 営業費用	処理場事業	4,125,000		4,125,000
合 計			4,125,000		4,125,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	国庫補助金	過年度損益勘定留保資金			
円 54,300,000	円 36,400,000	円 309,000	円	円	下水道工事家屋調査業務委託 中溝町地内汚水幹線ほか整備 工事
29,300,000		160,000			島田浄化センター最初沈殿池 掻寄機更新工事 島田浄化センター引込用高圧 ケーブル更新工事
83,600,000	36,400,000	469,000			

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
企業債	国庫補助金	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円 4,125,000	円	円	島田浄化センター脱水汚泥貯 留設備の修繕において材料の 納品に時間を要し、着手が遅 れたことによる。
		4,125,000			

報告第10号

専決処分した事件の承認について

令和5年度島田市一般会計補正予算（第2号）について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第11号

専 決 処 分 書

令和5年度島田市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月24日専決

島田市長 染谷 絹代

(別紙)

令和5年度島田市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度島田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,138,589千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,460,031	74,948	6,534,979
	2 国庫補助金	1,944,622	74,948	2,019,570
歳入合計		45,063,641	74,948	45,138,589

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		14,185,784	74,948	14,260,732
	2 児童福祉費	6,694,167	74,948	6,769,115
歳出合計		45,063,641	74,948	45,138,589

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,460,031	74,948	6,534,979
歳入合計	45,063,641	74,948	45,138,589

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
3 民生費	14,185,784	74,948	14,260,732	74,948			
歳出合計	45,063,641	74,948	45,138,589	74,948			

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	334,270	74,948	409,218
計	1,944,622	74,948	2,019,570

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
9 子育て世帯生活 支援特別給付金 給付事業費	0	74,948	74,948	74,948			
計	6,694,167	74,948	6,769,115	74,948			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	74,948	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事務費分） 4,948 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（事業費分） 70,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,359	1 職員給与費 2,469
3 職員手当等	801	一般職 650
4 共済費	233	会計年度任用職員 1,819
8 旅費	76	2 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 72,479
10 需用費	56	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 72,479
11 役務費	254	
12 委託料	2,169	
18 負担金、補助及び交付金	70,000	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(470) 669	616,160	2,549,085	1,485,105	4,650,350	911,202	5,561,552	
補正前	(469) 669	614,801	2,549,085	1,484,304	4,648,190	910,969	5,559,159	
比 較	(1) 0	1,359	0	801	2,160	233	2,393	

区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤務手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	55,931	56,692	44,437	60,225	9,696	152,654	5,695
補正前	55,931	56,692	44,437	60,225	9,696	152,004	5,695
比 較	0	0	0	0	0	650	0

区 分	管理職特別 勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	地域手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	961	643,225	413,080	42,509	0
補正前	961	643,074	413,080	42,509	0
比 較	0	151	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(28) 623	0	2,439,311	1,339,086	3,778,397	747,279	4,525,676	
補正前	(28) 623	0	2,439,311	1,338,436	3,777,747	747,279	4,525,026	
比 較	(0) 0	0	0	650	650	0	650	

区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤務手当	時 間 外 勤務手当	休 日 勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	55,931	56,692	44,437	56,415	6,864	151,725	4,150
補正前	55,931	56,692	44,437	56,415	6,864	151,075	4,150
比 較	0	0	0	0	0	650	0

区 分	管理職特別 勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	地域手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	961	508,831	413,080	40,000	0
補正前	961	508,831	413,080	40,000	0
比 較	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(442) 46	616,160	109,774	146,019	871,953	163,923	1,035,876	
補 正 前	(441) 46	614,801	109,774	145,868	870,443	163,690	1,034,133	
比 較	(1) 0	1,359	0	151	1,510	233	1,743	

区 分	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
職員手当 の 内 訳	補正後	3,810	2,832	929	1,545	134,394	2,509
	補正前	3,810	2,832	929	1,545	134,243	2,509
	比 較	0	0	0	0	151	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	801	その他の 増 減 分	801	時 間 外 勤 務 手 当 650 期 末 手 当 151	

報告第11号

専決処分した事件の承認について

島田市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第6号

専 決 処 分 書

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第46条中「施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を「第5号の15の2様式」に、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15

条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削り、同条に次の1項を加える。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度

分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の島田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課す

る固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の島田市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第8号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第13号

専決処分の報告について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第7号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

島田市長 染谷 絹代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第20項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の島田市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第20項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第14号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第9号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月12日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（島田警察署）に対し、損害賠償の額として114,400円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	島田市向谷元町1212番地
相手方 氏 名	島田警察署
事故発生 年 月 日	令和5年3月7日
事故発生 場 所	島田市伊太618番地先
事 故 の 概 要	公用車が右カーブを走行中に、道路を横断する排水路のグレーチングで後輪が滑り、道路左側に設置してあった道路標識に左後方が衝突し、損傷させたもの

報告第15号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第10号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月14日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	<ul style="list-style-type: none">・甲（島田市）は、乙（●●●●）に対し、損害賠償額として369,419円を支払う。・乙は、損害賠償額の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方 住 所	●●●●●●●●●●
相手方 氏 名	●●● ●●●
事故発生 年 月 日	令和5年2月20日
事故発生 場 所	●●●●●●●●●●
事 故 の 概 要	相手方隣接地内において、方向転換するために左方向へ後進した公用車の右前方部が、相手方家屋外壁に接触し、損傷させたもの

一 般 会 計 予 算 書

議案第50号

令和5年度島田市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度島田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,526,124千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,766,918	△97,664	6,669,254
	2 国庫補助金	2,251,509	△97,664	2,153,845
16 県支出金		3,377,054	152,416	3,529,470
	2 県補助金	1,242,210	152,416	1,394,626
19 繰入金		3,045,333	134,418	3,179,751
	1 基金繰入金	3,021,569	134,418	3,155,987
21 諸収入		1,115,337	4,126	1,119,463
	5 雑入	903,201	4,126	907,327
22 市債		5,129,300	△37,700	5,091,600
	1 市債	5,129,300	△37,700	5,091,600
歳入合計		45,370,528	155,596	45,526,124

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,868,422	30,210	7,898,632
	1 総務管理費	6,811,474	30,210	6,841,684
3 民生費		14,492,671	21,375	14,514,046
	1 社会福祉費	6,298,265	1,306	6,299,571
	2 児童福祉費	6,769,115	20,069	6,789,184
7 商工費		1,159,309	10,369	1,169,678
	1 商工費	1,159,309	10,369	1,169,678
8 土木費		3,592,875	△151,583	3,441,292
	2 道路橋りょう費	1,463,193	△141,283	1,321,910
	3 河川費	328,359	△10,300	318,059
11 災害復旧費		103,317	245,225	348,542
	1 農林業施設災害復旧費	20,000	245,225	265,225
歳出合計		45,370,528	155,596	45,526,124

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	林道市井平線災害復旧事業	千円 155,217
		林道明ヶ島線災害復旧事業	90,008

第3表 地方債補正

1. 変更

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共事業等	千円 333,300	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することがで きる。	千円 274,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
災害復旧事業	6,900	同上	同上	同上	10,000	同上	同上	同上
社会福祉施設 整備事業	9,500	同上	同上	同上	10,200	同上	同上	同上
合併特例事業	1,375,700	同上	同上	同上	1,325,100	同上	同上	同上
合併推進事業	1,591,700	同上	同上	同上	1,664,900	同上	同上	同上
緊急自然災害 防止対策事業	170,500	同上	同上	同上	165,000	同上	同上	同上

条 例 そ の 他

条
例
そ
の
他

議案第51号

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年島田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び」を加える。

別表1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市税条例の一部を改正する条例について

島田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「に

よって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の島田市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の島田市税条例の規定中個人の市民税

に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき島田市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第53号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年島田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付又は減額貸付）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例

島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「振興」の次に「、生涯学習の推進」を加える。

第4条第1号中「及び承認」を削る。

第7条第2項中「第5条及び前条」を「前2条」に改める。

第9条第1項中「まで」の次に「（月曜日にあつては、午前9時から午後5時30分まで）」を加える。

第10条第1項中「次のとおり」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（ホールを供用しない日）

第10条の2 ホールを供用しない日は、毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する供用しない日を変更することができる。

第11条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第1項中「又は承認」を削り、同条第2項中「又は承認」を「（以下「利用の許可」という。）」に改める。

第16条を次のように改める。

（利用料の不還付）

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が自己の責めによらない理由により市民総合施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

別表の1 ホール利用料の表中備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分当たりに対応する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

別表の2 冷暖房利用料の表中「冷暖房利用料」を「ホール冷暖房利用料」に改める。

別表の3 会議室等利用料の表を次のように改める。

3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大会議室	156人	3,950円	5,270円	6,910円	16,160円
第1会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第2会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第3会議室	20人	760円	970円	1,310円	3,060円
第4会議室	18人	650円	870円	1,100円	2,630円
第5会議室	24人	870円	1,200円	1,410円	3,500円
第6会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第7会議室	52人	1,640円	2,100円	2,840円	6,640円
第8会議室	12人	430円	530円	760円	1,740円
第9会議室	14人	430円	530円	760円	1,740円
第10会議室	56人	1,410円	1,800円	2,430円	5,690円
第1多目的室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
第2多目的室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円
和室（大）	48人	1,970円	2,630円	3,610円	8,230円
和室（小）	18人	760円	970円	1,310円	3,060円
第1練習室	63人	1,530円	1,970円	2,510円	6,030円
第2練習室	35人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3練習室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第4練習室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
展示ホール		1,630円	2,200円	3,300円	7,130円
体育室	85人	2,090円	2,810円	3,630円	8,550円
調理室	36人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円

第1楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
第2楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
シャワー室		210円	210円	210円	650円

備考

- 1 利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分当たり相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 3 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外の者が利用する場合の利用料は、上記に定めるもののほか、利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

別表の4 附属設備等利用料(4) 映写設備利用料の表中

16ミリ映写機	1台	5,500円	
16ミリ映写機	1台	1,100円	会議室等
スライド	1台	1,100円	

を

スライド	1台	1,100円	
------	----	--------	--

に改める。

別表の4 附属設備等利用料(5) 楽器利用料の表セミコンサートピアノの項中「セミコンサートピアノ」を「グランドピアノ」に、「椅子付き」を「椅子付き 会議室等」に改め、同表アップライトの項中「アップライト」を「アップライトピアノ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の島田市民総合施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

しまだ楽習センター条例を廃止する条例について

しまだ楽習センター条例を廃止する条例を次のとおり定める。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

しまだ楽習センター条例を廃止する条例

しまだ楽習センター条例（平成29年島田市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の利用に係る利用料（廃止前の第14条第1項に規定する利用料をいう。）については、廃止前の第14条及び第16条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 施行日前に利用者（廃止前の第11条第1項の許可を受けた者をいう。）又は指定管理者（廃止前の第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うべきであった原状回復については、廃止前の第18条及び第23条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 施行日前に指定管理者の役員及び職員が知り得た業務上の秘密に係る守秘義務については、廃止前の第22条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

5 施行日前に発生した物件の損傷又は滅失に係る損害賠償については、廃止前の第24条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第56号

財産の取得について

島田市消防団の装備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

- 1 動産の種別及び数量
消防ポンプ自動車 1台
- 2 購入金額
26,400,000円
- 3 契約方法
指名競争入札
- 4 購入先
東京都台東区浅草橋五丁目4番2号横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所
所長 真舘 知誉

議案第57号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

214.6メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	点	路線の 延長(m)
	終	点	
奥林1号線	牛尾1472番30地先		214.6
	牛尾1470番25地先		

議案第58号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和5年6月1日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1路線

2 路線の延長

51.0メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起	点	路線の 延長(m)
	終	点	
中溝町3号線	中溝町2633番1地先		51.0
	中溝町2635番1地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,766,918	△97,664	6,669,254
16 県支出金	3,377,054	152,416	3,529,470
19 繰入金	3,045,333	134,418	3,179,751
21 諸収入	1,115,337	4,126	1,119,463
22 市債	5,129,300	△37,700	5,091,600
歳入合計	45,370,528	155,596	45,526,124

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	7,868,422	30,210	7,898,632	△34,824	22,600		42,434
3 民生費	14,492,671	21,375	14,514,046	7,218	700	4,126	9,331
7 商工費	1,159,309	10,369	1,169,678				10,369
8 土木費	3,592,875	△151,583	3,441,292	△74,558	△64,100		△12,925
11 災害復旧費	103,317	245,225	348,542	156,916	3,100		85,209
歳出合計	45,370,528	155,596	45,526,124	54,752	△37,700	4,126	134,418

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	432,477	△28,823	403,654
2 民生費国庫補助金	409,218	1,217	410,435
4 土木費国庫補助金	467,890	△70,058	397,832
計	2,251,509	△97,664	2,153,845

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
6 土木費県補助金	66,119	△4,500	61,619
9 災害復旧費県補助金	0	156,916	156,916
計	1,242,210	152,416	1,394,626

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,415,761	134,418	1,550,179
計	3,021,569	134,418	3,155,987

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	903,198	4,126	907,324
計	903,201	4,126	907,327

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	2,629,000	22,600	2,651,600
2 民生債	9,500	700	10,200
5 土木債	940,200	△64,100	876,100
8 災害復旧債	6,900	3,100	10,000
計	5,129,300	△37,700	5,091,600

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理費補助金	△28,823	住宅・建築物環境対策事業費補助金	△28,823
2 児童福祉費補助金	1,217	地域少子化対策重点推進事業費交付金	△6,001
		保育所等整備交付金	7,299
		保育対策総合支援事業費補助金	△81
1 道路橋りょう費補助金	△70,058	社会資本整備総合交付金(道路・通常)	△52,385
		社会資本整備総合交付金(道路・防災)	△10,350
		道路メンテナンス事業費補助金	△7,323

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 河川費補助金	△4,500	急傾斜地崩壊対策事業費補助金	△4,500
1 農林業施設災害復旧費補助金	156,916	林業用施設災害復旧費補助金	156,916

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	134,418	財政調整基金繰入金	134,418

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 保険金収入	1,306	保険金収入(資産活用課)	1,306
8 民生雑入	2,820	放課後児童クラブ利用料	2,640
		定期預かり利用者負担金	180

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理債	22,600	合併特例事業債(市役所新庁舎)	△50,600
		合併推進事業債(市役所新庁舎)	73,200
1 児童福祉債	700	社会福祉施設整備事業債(保育園)	700
1 道路橋りょう債	△58,600	公共事業等債(社会資本整備総合交付金)	△58,600
2 河川債	△5,500	緊急自然災害防止対策事業債	△5,500
2 農林業施設災害復旧債	3,100	林業用施設災害復旧事業債	3,100

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 情報管理費	392,058	△471	391,587	△6,001			5,530
11 市役所新庁舎整備費	3,877,038	0	3,877,038	△28,823	22,600		6,223
23 諸費	0	30,681	30,681				30,681
計	6,811,474	30,210	6,841,684	△34,824	22,600		42,434

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 老人福祉費	304,877	1,306	306,183			1,306	
計	6,298,265	1,306	6,299,571			1,306	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 児童福祉施設費	425,519	19,605	445,124	7,299	700	2,640	8,966
7 子ども・子育て支援費	3,408,489	464	3,408,953	△81		180	365
計	6,769,115	20,069	6,789,184	7,218	700	2,820	9,331

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 温泉施設基金費	6	10,369	10,375				10,369
計	1,159,309	10,369	1,169,678				10,369

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	222,158	△8,091	214,067	△4,451			△3,640
3 道路新設改良費	1,066,644	△127,971	938,673	△62,735	△56,500		△8,736

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△471	2 デジタル変革推進経費 デジタル変革推進事業	△471 △471
		1 市役所新庁舎整備事業 市役所新庁舎整備事業	0 0
22 償還金、利子及び 割引料	30,681	1 国庫支出金返還金 社会福祉費国庫補助金返還金	30,681 30,681

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	1,306	6 老人保護措置事業 養護老人ホームぎんもくせい管理運営経費	1,306 1,306

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	7,633	3 放課後児童健全育成事業	11,394
14 工事請負費	3,761	放課後児童クラブ運営事業	4,533
18 負担金、補助及び 交付金	8,211	放課後児童クラブ施設整備事業	6,861
		4 民間保育所助成事業	8,211
		民間保育所施設整備助成事業	8,211
7 報償費	80	3 民間保育所等支援事業	△4,978
10 需用費	10	民間保育所等助成事業	△7,078
12 委託料	5,352	送迎バス安全確保事業	2,100
18 負担金、補助及び 交付金	△4,978	7 定期的な預かり事業	5,442
		定期的な預かり事業	5,442

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	10,369	1 温泉施設基金積立金 温泉施設基金新規積立金	10,369 10,369

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△8,091	1 道路施設管理費 橋りょう長寿命化点検事業	△8,091 △8,091
12 委託料	9,000	1 幹線道路改良事業	△127,971
14 工事請負費	△64,586	色尾大柳線改良事業(通常分)	△23,000
16 公有財産購入費	△9,300	谷口中河線改良事業(通常分)	△70,471

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 橋りょう新設改良費	100,000	△5,221	94,779	△2,872	△2,100		△249
計	1,463,193	△141,283	1,321,910	△70,058	△58,600		△12,625

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 河川維持改良費	317,381	△10,300	307,081	△4,500	△5,500		△300
計	328,359	△10,300	318,059	△4,500	△5,500		△300

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 農林業施設災害復旧費	20,000	245,225	265,225	156,916	3,100		85,209
計	20,000	245,225	265,225	156,916	3,100		85,209

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
21 補償、補填及び賠償金	△63,085	細島南部1号・6号線改良事業(通常分)	△15,800
		中央公園道線改良事業(通常分)	3,000
		清水番生寺線舗装事業(防災・安全分)	8,000
		大津通り線舗装事業(防災・安全分)	△21,000
		阿知ヶ谷東光寺線舗装事業(防災・安全分)	750
		大井町静居寺橋線改良事業(防災・安全分)	△9,450
14 工事請負費	△5,221	1 橋りょう長寿命化事業	△5,221
		橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	△5,221

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△10,300	3 急傾斜地崩壊対策事業	△10,300
		急傾斜地崩壊対策事業	△10,300

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	244,925	1 農林業施設災害復旧事業	245,225
21 補償、補填及び賠償金	300	林道市井平線災害復旧事業	155,217
		林道明ヶ島線災害復旧事業	90,008

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元金 償還見込額	
I 普通債	補正前	22,727,351	25,850,181	4,854,400	2,502,335	28,202,246
	補正額		△489,301	332,800		△156,501
	補正後	22,727,351	25,360,880	5,187,200	2,502,335	28,045,745
1. 総務	補正前	1,297,482	3,916,718	2,629,000	160,978	6,384,740
	補正額		△6,601	22,600		15,999
	補正後	1,297,482	3,910,117	2,651,600	160,978	6,400,739
2. 民生	補正前	157,387	129,840	9,500	32,397	106,943
	補正額		△4,000	700		△3,300
	補正後	157,387	125,840	10,200	32,397	103,643
4. 農林業	補正前	231,039	210,932	31,400	34,236	208,096
	補正額		△1,401			△1,401
	補正後	231,039	209,531	31,400	34,236	206,695
6. 土木	補正前	8,674,172	9,059,769	940,200	980,960	9,019,009
	補正額		△386,000	258,600		△127,400
	補正後	8,674,172	8,673,769	1,198,800	980,960	8,891,609
7. 消防	補正前	381,159	322,466	41,300	113,211	250,555
	補正額		△51,600	50,900		△700
	補正後	381,159	270,866	92,200	113,211	249,855
8. 教育	補正前	6,062,204	6,104,190	1,189,300	829,642	6,463,848
	補正額		△39,699			△39,699
	補正後	6,062,204	6,064,491	1,189,300	829,642	6,424,149
II 災害復旧債	補正前	49,416	178,177	6,900	2,745	182,332
	補正額		△93,199	68,500		△24,699
	補正後	49,416	84,978	75,400	2,745	157,633
1. 農林業	補正前	2,030	29,255	0	322	28,933
	補正額		△27,699	3,100		△24,599
	補正後	2,030	1,556	3,100	322	4,334
2. 土木	補正前	47,322	148,922	6,900	2,423	153,399
	補正額		△65,500	65,400		△100
	補正後	47,322	83,422	72,300	2,423	153,299
III その他	補正前	18,904,566	17,652,500	268,000	1,804,846	16,115,654
	補正額		1			1
	補正後	18,904,566	17,652,501	268,000	1,804,846	16,115,655
2. 臨時財政 対策債	補正前	18,683,546	17,503,442	268,000	1,744,401	16,027,041
	補正額		1			1
	補正後	18,683,546	17,503,443	268,000	1,744,401	16,027,042
合 計	補正前	41,681,333	43,680,858	5,129,300	4,309,926	44,500,232
	補正額		△582,499	401,300		△181,199
	補正後	41,681,333	43,098,359	5,530,600	4,309,926	44,319,033

(再掲)

合併特例事業債	補正前	10,185,325	12,717,462	1,375,700	839,098	13,254,064
	補正額		△114,300	44,200		△70,100
	補正後	10,185,325	12,603,162	1,419,900	839,098	13,183,964

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第4号）及び繰越明許費に係る繰越額